

飲酒運転根絶のための職員取り決め

教職員による飲酒運転を根絶するために、本人の自覚はもちろん以下のような取り決めを行い、飲酒運転を決して起こさせない環境づくりに学校全体で努めます。

1 酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、2次会以降の参加を認めない
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

（1）開会に先立ち実施

- ・幹事・管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・運転代行での帰宅予定者については、その予約状況を確認する。

（2）酒席終了時実施

- ・幹事・管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。

4 その他

- ・別紙の名票にて確認する。